○内閣府総務省令第一号
文部科学省

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　松野　博一

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十九条の四」を「第百十九条の五」に改める。

第四章第二節中第百十九条の四の次に次の一条を加える。

（医療費の通知）

第百十九条の五　組合は、組合員又はその被扶養者が支払つた医療費の額を当該組合員又はその被扶養者に通知するときは、次に掲げる事項を含めて通知することを標準とする。

一　組合員又はその被扶養者の氏名
二　療養を受けた年月
三　療養を受けた者の氏名
四　療養を受けた病院、診療所、薬局その他の療養機関の名称
五　組合員又はその被扶養者が支払つた医療費の額
六　組合の名称

第百二十条第一項中「、第二項第三号の二」を削り、同項の表第三十条第一項第四号の項及び第三十条第二項第三号の三の項を削る。

別表第一号表第一資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）借方の項中

本部勘定	未収利息

を

本部勘定	未収利息
	振替

に改め、同表資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）貸方の項中

未払消費税	
未払金	
未払費用	

を

未払消費税	
未払金	
未払費用	
振替	

に改め、同表利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）借方の項中

信託等売買手数料	
雑費	

を

信託等売買手数料	
未収返還金償却額	
雑費	

に改める。

別表第一号表第一号表の三利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）借方の項中

信託等売買手数料	
雑費	

を

信託等売買手数料	
未収返還金償却額	
雑費	

に改める。

別表第一号表第一資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）借方の項中

本部勘定	未収利息

を

本部勘定	未収利息
	振替

に改め、同表資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）貸方の項中

未払消費税	
未払金	
未払費用	

を

未払消費税	
未払金	
未払費用	
振替	

に改め、同表利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）借方の項中

信託等売買手数料	
雑費	

を

信託等売買手数料	
未収返還金償却額	
雑費	

に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　別表第一号表及び附則別表第一の改正規定並びに附則第三条の規定　平成二十九年四月一日
二　第百二十条の改正規定及び次条の規定　平成二十九年八月一日
三　目次の改正規定及び第四章第二節中第百十九条の四の次に一条を加える改正規定　平成三十年一月一日

（老齢厚生年金等施行日前請求手続をとった加給年金額の対象者がある者の加算事由該当の届出）

第二条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十九年政令第二十八号）第七条の規定による裁定の請求の手続（次条において「老齢厚生年金等施行日前請求手続」という。）をとった厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢厚生年金（地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、全国市町村職員共済組合連合会（以下この条において「市町村連合会」という。）が支給するものに限る。次条において同じ。）又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十五条第一項に規定する退職共済年金（次条において「平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金」という。）の受給権者であって、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において、厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額の対象者があるものは、施行日以後速やかに、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を地方公務員共済組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの地方公務員共済組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
二　基礎年金番号（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）
三　加給年金額の対象者の氏名及び生年月日
四　加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持している旨